

令和8年度 公共施設等適正管理推進事業

総合文化会館 AV ホール舞台吊物改修工事

現場説明事項

令和8年5月

発注者 かつらぎ町

設 計 平一級建築士事務所

又、工事施工に伴う近隣からの苦情及び損害補償等が生じた場合、その処理は請負人の責任とし、これに要する費用は全て請負人負担とする。

産業廃棄物の処分は、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許可を受けた施設に搬出すること。

建設発生土の処分は、「建設発生土の処分場指定に関する要綱」に基づく指定を受けた処分場に搬出すること。

13、一括下請けの禁止

工事の全部又は大部分を一括して第三者に請負わせてはならない。

14、危険防止及び現場整理

隣接する土地、家屋、人車に危害を及ぼさないよう万全を期し、必要に応じ危険防止柵、幕、金網等を設け、危険防止に努める事。

また常に現場を整理し隣接道路、敷地に土砂等が入らないように心がける事。これらに要する費用は、全て請負人の負担とする。

15、設計図書の返却

現場説明書、設計図書等の電子データは、本入札の業務のみに使用し、入札日に氏名記入の上必ず返却のこと。

16、提出書類

係員の指示する書類等は、竣工日までに全て提出する事。

17、その他

諸物価の変動による設計金額の変更は原則行わない。

18、説明事項

イ. 図面に明記されていない部分であっても、工事施工上当然欠くことの出来ない部分は、請負者の負担として工事範囲に含むものとし、係員の指示に従い施工する事。

ロ. 貸与した設計書（明細書）は参考図書であり、各社独自に積算を実施し入札に備える事。

ハ. 全ての工事において、監督員の承認無き工事は原則として認めないものとする。

ニ. 工事打合せ記録については、全て施工業者のもとで作成し、監督員の承認を受けること。

ホ. 施設利用者に対する安全対策を最優先にしておこなう。作業の内容や危険箇所等の状況を係員と連絡を密にして常に危険回避に努める。

- へ. 施設利用者に作業状況等を広報して、騒音、振動、埃等の影響を事前に把握して頂くなどの情報提供に努める。
- ト. 官公署その他への届出手続等について
 - 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等は遅延なく行い、その費用は全て受注者の負担とする。
- チ. 令和9年3月25日までに必ず工事を完了する事。

19、請負代金の支払条件

入札執行通知書による。

20、週休2日工事の実施

本工事は週休2日工事の対象外とする。

以上